

ケアハウス ソレイユ

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

ケアハウス ソレイユ 運営規程

この規程は、ケアハウス ソレイユ 入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条（運営規程）に基づき定められたもので、ケアハウス「ソレイユ」及び入居者がその適用を受ける。

第1条（目的）

社会福祉法人 博愛会が設置経営するケアハウス ソレイユ（以下「当施設」という。）は、低額な料金で、家庭環境・住居事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入居させ、日常生活上必要な便宜を供用し、健康で明るい生活を送ることができるようにすることを目的とする。

第2条（運営方針）

当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、家庭と地域の絆を重視した運営を努めるものとする。

- (1) 老人が、明るく楽しく毎日を過ごせるように。
- (2) プライバシーが尊重できるように。

第3条（定員）

当施設の定員は50名とする。

第4条（利用資格）

- 1 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- 2 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- 3 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4 各種サービスを利用することにより、日常生活をおくれる者。
- 5 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

第5条（職員及び勤務）

当施設の職員の職種・員数は次のとおりとし、職員は設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長 1名
業務全般の統括を行う。
- (2) 事務員 1名 (兼務)
庶務・会計等の事務を行う。
- (3) 生活相談員 1名
日常生活の相談・助言、医療や福祉サービスの利用支援、苦情相談等を行う。
- (4) 介護職員 3名
食事や入浴の提供準備、入居者の健康管理、日常生活の援助等を行う。
- (5) 栄養士 1名
入居者の健康状態や嗜好に応じた食事の提供、栄養の指導等を行う。

第6条 (入居)

- 1 入居を希望するものは、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。
 - (1) 入居申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 収入申告書 (所得証明関係書類等を含む)
 - (4) 身元保証人届
 - (5) 健康診断書 (伝染病疾患、精神的疾患の有無)
- 2 設置者は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の申込があった日から14日以内に入居の可否について連絡するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとする。また、入居申込者は、個人情報の使用に係る同意書及び返還金受取人届を設置者に提出するものとする。
- 4 前項の契約に付随して、設置者は本運営規程の詳細について、入居申込者に説明するものとする。

第7条 (利用料)

- 1 入居者は、利用料として別表に定める月額使用料を翌月分として、毎月末日までに当施設の指定する方法で支払うものとする。
- 2 退去にともなう利用料の精算は、翌月分から、精算するものとする。
- 3 利用料の支払い方法は自動引き落としとする。
- 4 サービス提供に要する費用の算定は、入居時及び翌年度以降年1回、入居者自身の前年中の収入などに関する検証資料を添付し、施設長に対して申請をするものとする。

第8条（専用居室）

- 1 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ、廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
- 2 居室においては、練炭、火鉢、石油ストーブなど火気類の使用は、安全面を考慮し、全て禁止するものとする。

第9条（共用施設・設備）

- 1 共用施設・設備の利用時間や規則などは、施設長と運営懇談会との間で協議の上決定するものとする。
- 2 入居者は、共用施設・設備等に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は当施設が行うものとする。

第10条（相談・助言）

当施設職員は、入居者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合、誠意をもって対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種在宅福祉サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

第11条（苦情受付）

当施設は、苦情受付窓口を設置し、適切な対応を推進するため責任者・担当者・第三者委員を置き、入居者個人の権利を擁護するとともに福祉サービスを適切に利用できるよう支援するものとする。

第12条（食事の提供）

- 1 当施設は栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の健康及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 食事時間は、次のとおりとする。
 - (1) 朝食 7時00分 ～ 8時00分
 - (2) 昼食 12時00分 ～ 13時00分
 - (3) 夕食 18時00分 ～ 19時00分
- 3 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者自身が運搬を行いかつ前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることは、差し支えない。
- 4 毎日の献立表を1週間前までに食堂に提示するものとする。

第13条（共同浴場入浴準備）

- 1 共同浴場での入浴は隔日以上とし、当施設職員が共同浴場の入浴準備を行う。

- 2 共同浴場での入浴時間は、男女とも 16 時 00 分から 20 時 00 分までとする。但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- 3 共同浴場での入浴は他の入居者も利用することを考慮し、清潔の維持に留意し、浴場内での洗濯は禁止するものとする。
- 4 原則として、入居者への個別の入浴介助は行わない。
- 5 入居者は、伝染病疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

第 14 条（緊急時の対応）

- 1 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜問わず 24 時間いつでも非常通報装置等で職員の対応を求めることができる。
- 2 当施設職員は非常通報装置等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め、近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第 15 条（介護保険サービス等の利用）

- 1 入居者は、身体状況の変化等により日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合には、介護保険サービス等を利用するものとし、当施設は入居者が適切なサービスを受けられるよう連絡の便宜を図る等必要な対応を行うものとする。
- 2 前項の場合、在宅福祉サービスの利用に関する契約等は入居者自身の判断で行うものとし、当施設は責任を負わない。
- 3 第 1 項に伴う費用は、入居者負担とする。

第 16 条（保健衛生）

- 1 当施設は入居者が定期健康診断を年 1 回受けることができる機会を提供し、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防等日常における健康管理に努める。
- 2 入居者に対し、随時保健衛生知識の普及・指導を行うものとする。

第 17 条（自主活動への協力）

- 1 共用施設・設備を使用して自主的に趣味、教養活動やクラブ活動、交流行事等を行うことができるものとする。
- 2 前項の活動に必要な費用は参加する入居者が負担する。
- 3 第 1 項に関して、当施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行い、必要に応じて協力する。

第 18 条（外泊）

外泊するときは、宿泊先及び帰着予定日等を当施設が定める書式用紙に記入の上、事前に施設長に届け出るものとする。

第 19 条（部外者の利用）

- 1 外来客を宿泊させる時は、当施設が定める書式用紙に記入の上、事前に施設長に届け出るものとする。
- 2 一時的な疾病等により、看護または介護の為、近親者等を居室に宿泊させることが必要である場合には、期間を施設長・入居者・関係者等で相談の上定め、施設長に届け出るものとする。
- 3 外来客への食事提供を希望する場合は、前日までに施設長に届け出るものとする。但し、食事代は実費を入居者側が負担する。
- 4 前項の食事代の実費は朝食 400 円、昼食及び夕食は 750 円とする。
- 5 外来者が宿泊するゲストルームの利用料は、1泊 3,000 円とする。

第 20 条（災害・非常時への対応）

- 1 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災・避難計画を立て、入居者も参加する訓練を年 2 回以上実施するものとする。
- 2 入居者は、健康上または防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、非常通報装置等最も適切な方法で当施設職員まで事態の発生を知らせることとする。

第 21 条（小動物の飼育）

入居者は、施設長の許可を受けた場合、専用居室において、小鳥・魚類等の小動物の飼育をすることができる。但し、他の入居者の迷惑になると判断された場合は、その許可が取り消されることがある。

第 22 条（政治・宗教活動の禁止）

当施設内での政治的活動及び宗教活動は、一切禁止するものとする。

第 23 条（居室訪問）

入居者は、年 3 回程度、当施設の職員が専用居室を訪問し、居室の利用状況等の点検を行なう場合、積極的に協力するものとする。

この場合、当施設の職員から、指摘があった場合は従わなければならない。

第24条（入居者心得）

- 1 当施設は、別に定める入居者心得を入居者に配布し、その主旨を十分に周知徹底するものとする。
- 2 テレビ・ラジオ等の音響機器の利用においては、他の入居者の迷惑にならないよう、特に夜間は音量について考慮するものとする。
- 3 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等については、退去時に原状に復するものとする。この時の費用は、入居者が負担するものとする。

第25条（運営懇談会）

- 1 入居者入居契約書第4条（運営懇談会）に基づき、運営懇談会を設置する。
- 2 運営懇談会は別に定める「ケアハウス ソレイユ」運営懇談会細則により、設置・運営するものとする。

第26条（虐待の防止）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、当施設職員に周知徹底を図ること。
- 2 当施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 当施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前1号から3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第27条（改正・廃止の手続き）

この運営規程を改定・廃止しようとするときは、運営懇談会に意見を求めるものとする。

附 則

- 1 この運営規程は、平成22年4月1日から施行する。
なお、従前の管理規定は、平成21年3月31日で廃止する。但し、施行日前日までに利用者に交付した管理規定の効力は有する。
- 2 平成23年 8月 15日 一部改正（第6条1項3項4項、第13条2項）
- 3 平成27年 4月 1日 一部改正（第13条2項、第16条1項）
- 4 平成27年 11月 1日 一部改正（第5条1項の各号）
- 5 令和 6年 9月 1日 一部改正（第19条4項）
- 6 令和 7年 3月 1日 一部改正（第12条1項、第13条2項）
- 7 令和 7年 7月 7日 一部改正（第26条1項～4項）

ケアハウス ソレイユ 運営懇談会 細則

ケアハウス ソレイユ入居契約書第 4 条及び、ケアハウス ソレイユ運営規程第 24 条に基づき設置する「運営懇談会」についての細則は以下のとおりとする。

1 目的

ケアハウス ソレイユ（以下「当施設」という。）運営懇談会（以下「懇談会」という。）は、当施設の健全な運営と、入居者の快適で心身共に充実した明るい生活の実現のために、必要な事項についての意見を交換する場として、設置するものとする。

2 懇談会の構成

懇談会は、当施設を代表する職員及び入居者（全員または、代表者）により構成するものとする。

3 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として定例会を年 3 回開催するものとする。但し、当施設と入居者双方が必要と認めた場合には、臨時懇談会を開催するものとする。
- (2) 懇談会の招集は、施設長の名において行うものとする。
- (3) 懇談会の進行係は、当施設の職員が行うものとする。

4 懇談会における議題

- (1) 運営規程・懇談会総則等の諸規則等の改定・廃止について
- (2) その他、特に必要と認めた事項について

5 懇談会議事録の作成

懇談会の開催毎に議事録を作成し、全入居者に配布する